

お知らせ

3月1日～7日
春の火災予防運動週間



急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし
この時期は空気が乾燥し、火災が発生しやすいため、ストーブなどの暖房機器を使用するときは、取り扱いに十分注意し、火災を起こさないように気をつけましょう。
また、就寝前は火の元の点検をしましょう。火災予防のポイントなど詳しくは、市公式ホームページをご覧ください。
☎ 消防本部予防課 ☎ (92) 1313



火災警報器の設置状況調査



住宅用火災警報器の普及啓発のため、設置状況などのアンケート調査を実施します。
■日時 3月1日(日)～31日(火)
■場所 無作為に抽出した市内の100世帯(共同住宅・長屋を含む)
■内容 設置・維持に関するアンケート調査(身分証明書を携帯した職員が消防車両で伺います)
悪質な訪問販売や訪問点検に注意!
消防職員が住宅用火災警報器の販売を依頼することはありません。
☎ 消防本部予防課 ☎ (92) 1313

救急車の適正な利用をお願いします



市消防署は、現在4台の救急車で救急出動に備えていますが、緊急性がないと思われる救急出動が増えると、命の危険がある重症患者への対応が遅れてしまうことも考えられます。
令和7年救急出動件数 2,706件(1日平均約7.4件)
尊い命を救うために、救急車の適正な利用をお願いします。
詳しくは、市公式ホームページをご覧ください。
☎ 消防署 ☎ (92) 1311



4月1日から
林野火災注意報・警報の運用が始まります

富里市火災予防条例が一部改正され、林野火災注意報と林野火災警報の運用が令和8年4月1日から開始されます。(発令期間:毎年1月1日～5月31日)
【林野火災注意報】
林野火災の予防上、次の条件に該当した場合に発令します。
①前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ前30日間の合計降水量が30mm以下
②前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ気象庁が乾燥注意報を発表したとき
発令時には、火の使用制限の対象区域内で、火を使用する行為をしないように努めなければなりません。(努力義務)
【林野火災警報】
林野火災注意報の発令基準に加え、気象庁が強風注意報を発表した場合に発令します。発令時には、火の使用制限の対象区域内で、火を使用する行為をしてはいけません。(罰則のある義務)
※火の使用制限の対象区域…森林法に定める地域森林計画の森林が対象
林野火災の原因の多くが人的要因です。火の取り扱いには十分に注意しましょう。詳しくは、市公式ホームページをご覧ください。
☎ 消防本部予防課 ☎ (92) 1313



3月は市税収納強化月間



税負担の公正・公平性の確保と各種行政サービスの維持を目的に、3月を収納強化月間として、市税などの未納がある人を対象に、電話催告を行います。納付遅れや滞納額の増加を防止するため、納期限までの納付が確認できない人に、電話でお知らせします。
※特定の金融機関や口座番号をお聞きすることや振込を指示することはありません。
■日時 3月8日(日)・22日(日) 9:00～16:00
☎ 納税課 ☎ (93) 0433

「広報とみさと」に広告をのせてみませんか?

詳しくは問い合わせてください。

【問合せ先】広報情報課 ☎ (93) 3895

有料広告スペース

有料広告スペース